

令和3年第4回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月20日(月曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について	6
○町長挨拶	20
○閉会の宣告	21
閉 会 (午前10時13分)	21

板倉町告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年第4回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年12月17日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和3年12月20日（月） 午前9時
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件 （1）令和3年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

1 2 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

令和3年第4回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年12月20日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者

多	田	孝	教育委員会 事務局 長
伊	藤	良 昭	農業委員会 事務局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂 樹	事務局 長
小	野	田 裕 之	庶務議事係 長
伊	藤	泰 年	行政庶務係 長兼 議事事務局 書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

ただいまから告示第119号をもって招集されました令和3年第4回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

ついこの間お世話になりまして、第4回の定例会を閉会したばかりというようなところでございましたが、まだ何日もたっておりませんが、必要あつての第4回目の臨時議会をやむを得ず招集をさせていただきました。

コロナ対策、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴う補正予算の審議をお願いするためであります。国の方針が、当初計画ではご承知のとおり、先行分の5万円給付と合わせて、地域経済対策として子供1人当たり5万円相当のクーポン券給付の方向で進んでおりましたが、給付方法の見直しを認める声が全国各方面から上がったことにより、国として地域実情に応じ先行5万円、プラスクーポン券5万円の給付、また先行5万円、追加5万円の分割現金給付、それから年内先行5万円に合わせ、プラス5万円、言い換えると一括10万円の給付と3通りの給付方法を自治体の裁量あるいは現状に合わせ、ペナルティーなしで認めるとの方針転換が確実になったことから、12月23日に当初年度計画の5万円、第1回目の給付予定の12月23日に10万円の一括給付を実施するという一連の手続を踏むものであるということでの今日の招集でございます。

またあわせて、住宅リフォーム工事の申請件数が予定より増加したため、併せて追加の補正予算のご審議もお願いをするものであります。

よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とします。

○諸般の報告

○今村好市議長 ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議される案件は、補正予算議案1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 市川初江 議員

1番 小野田富康 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、本日12月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、議会運営委員会で決定いたしました本臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきまして、本日12月20日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、今臨時会に上程された議案第40号の補正予算議案1件について、提案者より提案理由の説明の後、予算決算常任委員会への付託を省略し、審議決定を行います。

以上で全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいま委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

○議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について

○今村好市議長 日程第3、議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案第40号に対して、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第10号）についてであります。提案理由を申し上げます。

補正予算につきましては、第10回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,857万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億899万1,000円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金に8,503万円、繰入金に1,354万5,000円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、民生費に9,707万5,000円、商工費に150万円をそれぞれ追加をするものであります。歳出につきましては、新型コロナ対策として子育て世帯に支給する臨時特別給付金について10万円を一括給付するための増額と、住宅リフォーム工事の申請件数が増加したことによる増額であります。

歳入につきましては、臨時特別給付金に係る費用についての国庫補助金と、不足する分を賄うための財政調整基金からの繰入れであります。また、新型コロナの3回目のワクチン接種が当年度では終了しないことから、繰越明許をするものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 それでは、議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第10号)について説明をさせていただきます。

今回の補正は、提案理由のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,857万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億899万1,000円とするものです。また、併せて繰越明許費の補正を行うものであります。

2ページ、3ページは、町長の提案理由のとおりでございますので、省略させていただきます。

4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正。本年10月に専決処分を行いました新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種事業につきまして、接種対応の期間が翌年度、令和4年度にまたがることから、令和3年度の事業費を翌年度に繰越しを行うものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に2,188万9,000円、また新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に2,535万7,000円、合計で4,724万6,000円を繰り越すこととしております。

5ページ、6ページは事項別明細書であり、2ページ、3ページと同様の内容ですので、省略させていただきます。

続いて、7ページを御覧ください。それでは、7ページ、歳入の詳細となります。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金でございます。子育て世帯への10万円の臨時給付金と給付に伴う事務費の補助金として、それぞれ8,470万円、33万円の歳入追加となります。

続いて、第19款繰入金、第2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の給付金に係る町の負担分及びリフォーム支援事業の財源として、財政調整基金より1,354万5,000円を繰り入れることとしております。

次に、8ページ、歳出となります。歳出でございますが、第3款民生費、第2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費としまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業9,707万5,000円の追加となります。また、第7款商工費、第1項商工費、2目の商工業振興費でございますが、住宅リフォーム支援事業としまして150万円の追加となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、採決いただきますようお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は補正予算議案であり、予算決算常任委員会へ付託すべき案件であります。委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、議案第40号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第10号)については、

予算決算常任委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。1つだけちょっと質問いたしますけれども、この歳出の子育て世帯の臨時特別給付金ですけれども、対象者は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 対象者につきましては、1回目の前回の議会で計上しました人数プラス所得制限の撤廃をした場合ということで、120名分の増となっています。

以上です。

○今村好市議長 よろしいですか。

ほかに。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

今回、補正第10号ということですが、前回の定例会の第9号で、当初予定していた23日の前期分の5万円というのは、これ可決をされていると。今回の分は、追加分と、本来であれば年明けに支給するはずであった分を前倒しするための同額の8,470万円を含む今回の臨時会だというふうに認識しております。

今回、この間、第9号の時点と変わっているのは、まず現金支給になった分と、あとは所得制限、今、960万円という所得制限がついていたと思いますけれども、額面的に間違っていなければいいのですが、これ国の話ですと、所得制限を一応守ってくださいという建前の下、それを超える分については所得制限を取り外して支給する場合には、その自治体の負担ですよというふうなお話になっていたかなと思います。その分が調整基金から入っているリフォーム分も含めて1,354万5,000円ということで、今、課長のほうから120名分の増加というのは、この部分かなというふうな認識でよろしいのかなと思います。

もともと子ども手当を基本として支給計画がなされていたと思うのですが、子ども手当でも、その収入によって額面が多少違うという手続になっていたかなと思うのですが、今回、撤廃したとして、同額で支給しますよという方針なのかどうか。10万円、所得制限内の人と、所得制限を超える世帯は同額で10万円の交付ですよという考え方なのかどうか、まずそこを1点お願いします。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 額につきましては、同額で考えています。あくまでも今回の予算の計上というのは、近隣自治体の動向を見て最終的な判断をすることということで、予算を確保させていただいて、最終的な判断というのはまだしていないところです。ただ、額については、同額で考えています。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。収入面でいうと非課税世帯があって、普通に世帯があって、それで今回、特別に所得制限がかかる、それ以上の所得を持っている世帯があると。3種類ぐらい考え

てもいいのかな、場合分けはできるのかなと思うのですが、中には今回、自腹を切るということで、その10万円にプラスして自治体で給付額を決めている自治体もあるかなと思うのです。10万円のところ15万円支給するようなお話を伺っております。

目先のことだけ考えると、要するに100万円台の収入の方と、900万円台の、あるいは1,000万円超える方のところが同額というのに、公平性が保たれるのかどうかという疑問があるのですが、その辺、町長どのようにお考えですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 閉会の挨拶に先ほど事前の何分かを利用して盛り込もうと思ったのですが、いわゆる例えば公平性を考えて国の、あるいは全国の町村の中でも一律10万円が望ましいと。今、ご指摘のように、中には例えば町によって余力があるからというだけで5万円さらにプラスして15万円とか、いろいろあるのも承知しておりますが、また一方で、これが今回の混乱の原因だったと思うのですが、国のほうが。本当の子育て、いわゆる困窮世帯に対しての支援なのか、あるいは全体的に経済政策、経済を浮揚させるためのそちらの分野に見ようによっては考えられる面もあるということで、そんな絡みの中で、いわゆる私としては、真の公平とは何ぞやということになると、非常に今回もご承知のとおり、クーポン券と現金でも莫大な、当初は恐らくそんなには国民も気づかなかったわけけれども、分析をした結果を一部の党から指摘をされてということで、必要額に対して経費額も合わせた約3倍もの予算がかかると。

それが一挙に無駄とかご批判をいただいたということで、さすがの現政権もいろいろ考えた末、右往左往した結果として、冒頭、先ほどご挨拶で申し上げた3つのパターン、いずれも承認をするというような形になってきたということでありまして、真の公平性を求めれば、もしかすると針ヶ谷議員の言うように、では例えば960万円と1,000万円を超えるもの、あるいはさらにか、幾段階に極端に言えばさらに縮めていけば格差というのは全部あるわけですが、総合的な経費とか、時間とか、労働、人件費等々も考えた末、大別すれば私自身は公平性を10万円、お金のいる人、ない人、困窮の度合いは抜きにして支給するのも一案だろうと思ってもみずし、また真に必要、限りある財源をつぎ込むということからすれば、極端に言えば困窮世帯に支給するという、それが合理的だという案もあって、所得制限を引いたというものも十分理解できないことはない。

両方考えたときに、どちらでもよろしいけれども、いずれにしても傾向が全国的に一律10万円、あるいはもしかしたらもう既に公平性を重視して、その公平性等は議論があるのです。あるのだけれども、それを重視するという理由で、先行自治体というか、考え方でそちらに偏っている自治体では、もうさらにそういうことで、そちらの方向へ進んでいるという自治体もあるということも見まして、判断が難しいという、実際迷っているから今現在、二本立てなのです。町税を単にやはり本当に真の公平性が一律10万円だということで、そこで合意が取ればですけども、きっといろんな考え方が出てくるだろうと。

郡内も時によると今日に至るまで、例えばつい3日ほど前に郡内の首長が寄りまして、一部の自治体から内容、時期も含めて調整すべきだと。だから甲乙つけないで、みんな一緒に同じ額で、同じ対応でやろうみたいな提案もなされたのですが、既に12月のあれは7日あたりでしたか、群馬県で2市あるいは7市とか、その次の日には11市とか非常に新聞報道も極論を言うと加熱をしていたということも含め、既に郡内でも大

泉はもうおととい、3日前に寄って、17日に、だからもううちのほうは発送を完了する予定だとか、そこら辺はぎりぎり。

うちの町は、例えば議会が同意をしていただいても23日、あるいは明和町、邑楽町は29日とかばらばらな形で対応しておりますので、申し合わせて統一してということは今回はできないだろうということを踏まえ、そういうことになりますと日一日と、刻々と情勢が変わってくる流れの中で、目立ちたい、あるいは優先して褒められたいとかいろんな町も、あるいは首長も含めて、そういう複雑な心理も正直、うちの町は一番後かとか、町長はけちだとか、極端に言えばそういった議論も想定されるということも含め、うちのほうは度々、先ほど申し上げましたが、まだついこの間閉会をして、それでまたお忙しい中こうして寄っていただくのに、さらにまた近隣の町で、昨日は同じような考え方だったけれども、例えば今日になってみたら、僅か1日で差別というか、960万円を撤廃するとかいろんな考えが出てくることもあり得ますので、そういったときに板倉町が非常に福祉に消極的であるとか、そういったマイナスの批判がある意味では防ぐために、いざというときには対応できるというようなことも含め、正直言って120人分ですか、その予算も含めて、だから近隣の自治体を見て、どこも、一方では、国のできれば所得制限もせっかく引いたのだから守っていただきたいというところも、やはり両論あるわけですから、ただ気がついてみたらみんな一緒に走るわけが、自分のところだけが一番消極的であったみたいなきともあり得るので、そういったことも防ぐ意味というか。

ですから、では真に栗原は、本当の必要なところはどこなのだとされたときに、両論感じるところがあるというようなことでありまして、そういう意味では備えとして120人分を余計取らせていただいた。したがって、近隣も含め国がせっかく必要な財源をスポット的に必要なところへつぎ込むという財政的考え方ということで、それに同調する自治体が多ければ、我が方もそれで別にやむを得ないのではないかと。特別うちの町がお金が裕福で、颯爽と人の町よりもくれるということは非常に喜ばれるわけですが、そんな迎合政治的な面も片やなきにしもあらずということも含めて、両にらみの対応をさせていただいたということで、ちょっと中途半端的な見方もされる可能性もあるのですが、いざというときに備えての補正の内容でございませう。そんな答弁でよろしいでしょうか。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。悩むところだとは思いますが、当初、現金を給付するというので、ばらまき感があるということでクーポンという話が出たような過程を記憶しているわけですが、今日の新聞でも全国民の8割が、大方が10万円の現金支給を望んでいるというような報告もありましたので、方法論的には間違っていないのかなと思うのですが、先ほど来質問させていただいたように、やはり上と下では大分生活のレベルというか、収入の面で差があるのに、同額というのはやはりちょっと疑問が残るところではあるのかなと思っております。

年末、年度末ということで、子育て世帯におきましてはお金のかかる時期でありますので、これは頂いたお金というのは多分使われて、社会のほうへ出ていくお金なのだろうと思います。ただ、それが、町長よくお金の話するとき、お金の色はついていないので、どこからどういうふうに出たお金か分からないというようなお話をされることもあるのですが、その10万円が自分の蓄えの10万円なのか、町からもらった10万円なのかで、もらった10万円以上のお金を使っていたらその余裕があるところは、でいければ多少意味合いが変わってくるかなと思うのですが、そういうところを期待しての施策になってくるのかなと

と思いますが。

子育て世代手当以外で、今度、高校生分、16歳から18歳分について、また違う方向で事業を進めなければいけないと思うのですが、その件についてはどのような予定になっているかお願いします。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 実際には高校生以上の分につきましては、高校生の年代、あとそれと公務員というのは職場から出ていますので、そちらの方につきましては、その年代の人に対しては1月になってからになりますが、全ての人に申請書をこちらから送付をします。それを返していただいて、支給ということになります。

あと、それと付け加えなのですが、非課税世帯の子育て世帯につきましては、今年の春から初夏にかけて、まず最初に非課税、ひとり親世帯について子供1人につきまして5万円が出ています。それともう一つ、その他世帯ということで、こちら非課税世帯の子育て世帯についても、子供1人当たり5万円というものが給付されています。

今後になるのですが、また町全体の非課税世帯につきましても1世帯10万円という非課税世帯については、そのような別の給付もあります。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。なかなかやっていたいただいている部分が、きちんと町民に伝わってればよろしいのですけれども、表面だけ見ると、やはり同時期に出るお金で非課税世帯、普通の納税世帯、所得制限に係る世帯ということで、同額というやはりイメージの持ち方が違ってくるのかな。それをやはりきちんと説明できるような状態にしておいてやる必要もあるのかなと思います。

ないよりは、あったほうが良いというのは重々分かっておりまして、町の対応もありがたいと認識をしておるのですけれども、新聞紙上でも町長の名前が出て、所得制限撤廃というのが新聞に躍ったものですから、どのようなお考えで実施なさるのかなということで質問させていただきましたが、極力差が出ないような方向で対応していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○今村好市議長 ほかに。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 小野寺課長にちょっと確認したいのですけれども、さっきちょっと聞き取りが分からないのですけれども、所得制限を撤廃して全世帯に配ると120人分、960万円以上の世帯の子供が120人分いるということなのでしょう。その人についての予算も今回計上したけれども、執行するのは何、周囲の様子を見てから執行するというようなさっき発言だったのですけれども、説明だったのですけれども、そういうことでよろしいのですか、確認なのですか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 人数につきましては、今現在、確定をしていますのが、まずは中学生までの今現在

もらっている方というのが所得が分かっています、その方が子供の数にして74人います。それにプラスしまして、今後、高校生しかないご家庭については所得が分からないので、同じぐらいのパーセントで見た場合に110人、プラス10人分ぐらいをちょっと多く取ってあるということで、120人は確定ではないのですが、今の推計で120人は取らせていただいています。

もう一つの質問なのですが、今回は予算を取らせてもらって、今後、近隣の自治体を見ながら最終的な決断をとというのが、今のところの考えでございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 予算に計上して、様子見て、執行しないで引っ込めてしまうということもあり得るのですか。例えば960万円所得制限を撤廃した場合に、周囲の動きを見て、では板倉町も所得制限して、予算は計上したけれども、概数120人分の人たちには支給をやめてしまうということなのですか、それはここ1日の様子を見てやろうということなのですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど説明しましたように、郡内の動向が恐らく年内には出ると思うのです。29日が最終に取りあえず10万円を振り込むわけですから、邑楽町、明和町等々も含め。予算を取って、使わないかもしれない予算を認めるか、そういうことがあるのですかというけれども、それはだから承認をしていただかなければということが一つですし、またそういうことが起こることもあり得るということを踏まえて、細かくまた補正予算、また補正予算という議会を開くというのはいかがなものかなということも含め、周りの例えば邑楽郡が6つ自治体がありまして、所得制限をどこの町も撤廃しないと。我が町は撤廃をして、羽振りよく極端に言うところと配るといふようなことも含め、果たしてそれがいいのかどうかということも正直迷っていますし、正直そういう意味では、町の財政もそんなに決して豊かではないということも含めれば、そういった方法も。

でも、厳しくても周りがやれば、やらなくてはならないということも当然あり得るかもしれないということも含め、それらを使わないことも含めた予算措置をしてあるということで、それが120人分という数字になっているようですが、そういったことでございまして、できればご承認をいただきたい。そのほうが我々もやりいいということになるでしょうが、一応そういうことです。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうすると、二本立て、二段構えでのこの予算案ということになるわけですね。960万円の所得制限については、いろいろ国会でもめて、無制限というような、平等といえば平等だけれども、悪平等ということがあり得るので、この960万円というものを設定したはずなのです。

撤廃するということは、世論としたら評判よくないですね、一般的に。そんな高額所得の世帯に、さっき言った非課税世帯の世帯と同じような金額を支給して、そういう人たちが果たして、これ嫌がる人はいないと思うけれども、どの程度喜ぶかということになると、非常に疑問のある方たちだと思うのです。問題は、世間では、これ評判あまりよくないわけですね、所得制限の撤廃をするということに対しては。だから制限して、国全体で960万円というガイドラインを設定したわけなのでしょうから。あえて板倉町が町の単独のお金で、960万円というガイドラインを撤廃して支給するというのはいかがなものかと思うのです。

そこで、参考までに聞きますけれども、小野寺課長、子育て世帯の非課税世帯は、これ何件ぐらいあって、その子供の対象者は何人ぐらいいるのですか。正確ではなくてもいいですよ、概数でも。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 こちら児童手当をもらっているお子さんになってしまうのですが、子供の数としましては105人、親が51人というのが、前回、その他世代ということで5万円を支給した人数となっています。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 非課税世帯が51世帯で、対象者が105人ということになると、何か逆言うと960万円を超える世帯と同じような数字ではないですか。この前、小野寺課長に聞いたら、960万円のカットされる世帯はどのぐらいあるのだといったら、たしか49世帯と言ったよね。要するに高額所得者、俗に言う960万円以上の世帯がどのぐらいあるのですかと聞いたら、49世帯あると聞いた。対象者が、先ほど多く見積もって120人ということになると、この960万円以上の世帯と非課税世帯が何か似たような数字ということになるわけですよね。そういうことですか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 そうですね。そういう数にはなりません。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちなみに、参考までに教えてもらいたいのですけれども、非課税世帯の所得の金額はどのぐらいの方なのですか。家族構成とかいろいろそれによって違うと思うのですけれども、非課税世帯の一般です。例えば夫婦2人で子供2人の家族構成なんかですと、標準的な世帯でいくと所得金額というのは、課税金額というのですか、所得金額か、どのぐらいの方なのですか、参考までに。

○今村好市議長 荻野税務課長。

[荻野剛史税務課長登壇]

○荻野剛史税務課長 それでは、お答えします。

一般的な非課税世帯といいますと、扶養が2人ということでありまして、所得に直しますと118万円の所得になります。扶養なしの個人になりますと、所得で38万円、収入にいきますと93万円です。よくアルバイト等でお子さんが非課税になるというのは、93万円の収入になります。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと話が横道に行ってしまうのですけれども、今の課長の説明ですけれども、非課税世帯って何、118万円がガイドライン。課税金額というのがいろいろあるのだけれども、総所得と課税金額といろいろあると思うのです。今言ったのは、標準世帯です。1世帯で夫婦と子供2人ぐらいいるような標準モデルの世帯の課税基準を言っているわけです。118万円というのは、これどういう基準なのか。

○今村好市議長 荻野税務課長。

[荻野剛史税務課長登壇]

○荻野剛史税務課長 118万円というのは、扶養が2人の人数で、収入から、給与とすれば給与から給与所得控除を引いた額になります。が118万円になります。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから総所得はどのぐらいをいうの。

○今村好市議長 荻野税務課長。

[荻野剛史税務課長登壇]

○荻野剛史税務課長 総所得でいいますと、収入によって給与控除が変わりますので一概には言えないのですけれども、よく給与所得の通常55万円というのが一番の下限といいますか、例えば100万円ですと55万円引いた額が、45万円が所得になると。そのほかだんだん増えていきますと、その計算によって所得控除の額が変わってきます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと話が脱線してきてしまって、もっと簡単に言ってもらいたいのですけれども。例えば、では300万円の給与所得があった場合は、その所得控除が3割ぐらい引くのでしょうか、大体一般的には給与所得から。それで、そのほか社会保険の控除とか何かいろいろやっていくと、それを引いた金額が百十何万円ということ。それに対して課税するわけでしょうから、いろいろな控除した後の課税金額を言っているわけ、百十何万円というのは。

○今村好市議長 荻野税務課長。

[荻野剛史税務課長登壇]

○荻野剛史税務課長 いいえ、社会保険とか生命保険とか、その控除前の金額で、単純に収入、給与でいえば所得控除を引いた額、農業とかでいえば必要経費を引いた所得になります。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうすると、総所得が300万円ぐらいの人は所得税かかっているの。いわゆる1世帯で子供2人いて、夫婦、子供2人、4人家族で、今言った総所得から給与所得控除というのがあるわけでしょう。それを引いて、いろいろ社会保険の納付したものを控除したりすると課税、これ所得税の話しているのでしょうか、聞いているのだから。もうちょっとシンプルに答えられないかな。

○今村好市議長 荻野税務課長。

[荻野剛史税務課長登壇]

○荻野剛史税務課長 すみません。所得税の話もあるのですけれども、住民税の均等割の話だったのです。均等割がまずかかりまして、そのほか所得割というのがかかるのですが、所得割はいろいろな控除を引いて所得がなくなるのですけれども、均等割につきましては先ほど申し上げた数字で均等割のみかかる世帯もあります。その均等割がかからない世帯につきましては、非課税世帯ということになります。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私の理解がちょっと間違っているのですけれども、これは均等割も入れて非課税と言っているのではないのでしょうか。均等割というのは税に当たるのでしょうかから、均等割を入れて非課税と

言っているのではないのでしょうか。私が非課税と言っているのは、それは均等割を負担している人も入れて、俗に言う低所得者で、限りなく所得でゼロ円みたいな人がいるわけでしょう。その方がどのぐらいの所得の人かと聞いているのです。いいや、分からなければ。話が脱線してしまったから。いいです。

それで、私が質問したいのは、先ほど言ったように960万円の世帯に町のお金をあえて所得制限撤廃して、平等だというので配るということは、考え方によるとこれは平等かもしれないけれども、裏から見れば悪平等みたいにもなるわけでしょう、さっき町長の説明を聞いていても。だからせっかくお金を出すのであれば、対象者が非課税世帯で100人ぐらいいるのであれば、そちらのほうに上乘せして支給してあげたほうが効果もあるし、経済効果もあると思うのです。そういう世帯の方は、大体支給されればすぐ使ってしまうというような可能性が高いわけです。高額所得者の人というのは、みんなそれは預金口座に眠ってしまって、全然経済効果をもたらせないということが十分に考えられるので、できるのならばここにお金出して見せてしまったのだから、町も1,200万円。そうしたら引っ込めることなく、近隣の自治体は所得制限して支給しないのであれば、出したお金は引っ込めないで、そういう非課税世帯とか低所得者に上乘せして配ってあげたほうがいいかなと思うのです。

先ほど小野寺課長がいろいろ説明したよね。聞いていると、あまりいろんな項目があるので分からないのですけれども、5万円ずつ配ったとか、配るとか、支給したとかと言っているのですけれども、それも含めて、さっきの話、もうちょっと分かりやすく説明いただけますか。今の話、質問も含めて、町長にもちょっとさっきの答弁をお願いします。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 先ほどのもう既に支給をしました子育て世帯に対する給付金ですが、こちら非課税世帯につきましては、先ほど言いましたとおり、51人の扶養者に対しまして105人分を、5万円をもう既に支給しております。

それと、こちら県が直接支給をしたのですが、ひとり親世帯につきましても親51人に対して76人に5万円を支給しています。それに加えて、非課税世帯につきましては、さらに来年にはなるのですが、来年の年度末ぐらいになりますと、非課税世帯につきましては今度世帯当たり10万円の支給があるということで、非課税世帯、そしてひとり親世帯には、これまでもこういった支給がありました。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今の課長の説明ですと、非課税世帯とひとり親世帯というのは、これはダブる人いると思うのよね。そういう人には、何、ダブって支給されるわけですか。非課税世帯とひとり親世帯に対すること。

それと、今言った5万円既に配ったというのは、これと、子育て世帯臨時給付金とはまた別のものなのでしょう。この中のもの、別の予算なのと違いますか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 今の2つの給付ですが、こちらはひとり親世帯を先に児童扶養手当と一緒に県が5

月に支給をしまして、非課税世帯につきましては、もう一度こちらでもらっている方は抜きました。なので1回です。両方もらっている方はいないです。どっちかです。

もう一つが。

○今村好市議長 臨時給付金。

○小野寺雅明福祉課長 こちらも国が実施しましたコロナ対策に対する低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで給付を行っています。ですから、また今回の予算とは違った予算となっています。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 大体少し分かってきました。要するに、それもコロナ対策の臨時給付金なのだね。だから来年も支給するかもしれないけれども、ずっと恒常的に支給するという制度的なものではないよね、臨時的なもので。

それで、一応分かりましたけれども、多少低額所得者、低所得者というか、ひとり親の世帯とかには特別に子育て世帯の臨時給付金とは別の枠で支給しているのだというのは課長の説明だと思うのですけれども、だから既に行っているからということなのかもしれないですけれども、せっかく1,200万円予算計上したのだから、気前よく何かそういうところに、町の単独のお金でしょうから、それを私は960万円以上の人には、やはり世論もあまりそこには賛成者は少ないわけですから、低所得者のほうへ回すようにしてもらったほうがいいのかなと思うので、町長の考えをお聞きしたいのですけれども。

それで、それ周辺の自治体の様子を見てやるのですか。やらなければ、予算余ってしまうわけでしょう。だから余ってしまうわけだから、そういうふうにするような方向にできるだけ持っていってもらえれば、この予算もいいのかなと思うのですけれども。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常に皆様方にも頭を悩ませているような使い方ではありますが、まだ今現在、全国の市町村の中には、まさに格差を心配をしてということで、所得制限を撤廃すると、そういった方向性を決定した。まだ少数ですが、そういったこともあるということも含め、冒頭申し上げました郡内の状況が基本的に同調、同じ路線でできれば進みたいものだということを言いながらも、今回はそういったことが確約できないという流れの中で、逆のケースが万が一起ると、板倉町については非常に見ようによっては汚名を着るといようなことも踏まえ、今のところでは1,200万円余ることも十分あり得るということも、それをまた板倉町だけ特別にほかの町でもやっていないさらに弱者に、それが本当の低所得者というところへ充ててはいかがかというようなご提案でもありますが、今のところは郡内がどういふふうに、感触としては、この間、寄った席では、板倉がそういう覚悟では、うちの町もやるかもしれないとか、そういった声は出てはいなかったですが、それもうちの町が逆に言うと近隣の動向も見ながら、いざというときに、また寄っていただいて議論いただくというような、そういった二重の厄介も含め、厄介というと非常に表現が不適切ですが、そういったことも防ぐためにということで補正予算、プラスした分を組む予定で承認いただく予定であるという話をしたから、もしかしたらそうなのかもしれませんが、正直言って分からないという流れの中で、いわゆるどういふふうに転んでも手当てができるということでの予算づけであります。

そういうことで、直接は青木氏の質問には答えませんが、いずれにしても町は十分なお金があるわけではありません。いいにつけ悪いにつけ、ほかの町でもやったことは、歯を食いしばってもやらなくてはならないというようなことも間々今までの経過でもありましたので、そういう意味では新しい撤廃をした上でのそういう考え方もしかり、あるいは低所得者というかな、そういった方々に二重に配るという考え方も郡内の自治体でもまだありませんので、そこら辺のことも含め、せっかく組んだのだからということは、十分使うというよりも、非常にある意味ではありがたい提言ではありますが、今のところ私としてはご了解をいただいて、当面提案したような方向で、あらゆる事態を想定して対応できるだけの予算措置をし、郡内のどの自治体も、あるいは東毛も含めて見渡した流れの中で判断をしながら、もしかして使用しなかった場合には、不用額として戻すということを初めから前提にした上での予算措置をお願いをしているところでありますので、そういった形でできればお願いをしたいというふうに思いますが、直接答えません。

○今村好市議長 よろしいですか。

小野田議員。

○1番 小野田富康議員 1番、小野田です。よろしくお願いします。

新聞報道と先ほどの町長のお話の中にもあったのですけれども、23日に振り込むというか、配付することなののですけれども、これ所得制限を抜いた方の分だけが23日に入るといような理解でよろしいのでしょうか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 そうですね。今回、23日に振り込みますのは、あくまでも所得制限のかかっている方、所得制限以下の方で、それに加えて中学生で今現在もらっている方、プラス中学生の兄弟がいる高校生までということになります。中学生がいる高校生につきましては、その親の収入とかが分かっていますので、そちらは積極的に振り込んでいいということになっていますので、高校生に対しても中学生以下の兄弟がいる方については、今回、23日に振り込みます。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 その辺がちょっと分かりづらかったのでお聞きしたのですけれども、仮に今まで児童手当の振込というのは、毎年というか、中学生までの子供には振り込んでいるということなののですけれども、たまたま今日の話聞くまでは、もし10万円一括で所得制限なしで支給するというのであれば、過去、例えば今年、もう中学校を卒業された方とか、その前とか、今まで実際、児童手当等を振り込んでいたわけですので、また所得制限かかる方に対しても特別手当といいますか、たしか10万円の半額が振り込まれていたもので、それ一緒にできないのかなという、以前のデータといたらおかしいのですけれども、そのほうが早いなというような感じがしていたものですから、もし仮に初めから所得制限なしで10万円振り込むということであれば早めにできるのかなと思ったものですから、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 仮に所得制限をなしにやった場合にしましても、高校生以上の世帯になってきます

と収入が分からないということで、国が撤廃をした場合は、もう年齢で全員に支給することができるのですが、あくまでも町単独となりますと、その出どころをきちんとしなくてはならないので、町単独で出すか、それとも国の交付金で出すかということで、それなので一度高校生以上しかいない世帯につきましては、収入を申告をしてもらって、どちらで出すかということを決めておかないとならないので、年末に全て一括というのは、仮に板倉町が撤廃をしたとしても、それはちょっと難しいというような考えです。

○今村好市議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

これもし所得制限を撤廃するのであれば、いつぐらいの支給になるのか教えてください。いつ頃決まるのか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 いつ頃決まるのかというのは、ちょっとお答えができませんのですが、実際に申請、今後、高校生の世代、あとは公務員等の方につきましては、1月の早い時期に申請書をお送りしまして、1月中に申請をしていただいた方について、今度一人一人をきちんとしなくては、しなくてはというか、一人一人の試算をして決定しますので、2月の末ぐらいにはなってしまうというふうに考えています。

○今村好市議長 小野田議員、いいですか。

○1番 小野田富康議員 はい。

○今村好市議長 ほかに。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。すみません、別件でもう一つ、二つ質問させていただきたいのですが、コロナワクチンが今回、追加接種ということで、国のほうも、またこれも子育て支援と同じように二転三転してしまっていて、現場も大変かなと思っています。

結局のところ、今のところは8か月経過ということで措置をされているのかなと思うのですが、それを見越して繰越明許ということになっているのだと思いますが、国としてオミクロン株の影響を鑑みて、前倒し、前倒しと言っているのですが、国によってこれも対策が、対応が違ってしまっていて、3か月だ、6か月だということで、国のほうでは今のところ6か月をめどに前倒し可能というような法施行でいきそうなのですけども、そうした場合に今ですと、この間も答弁いただきましたけれども、接種券にもう接種日、日時を明記して発送している状況で、うちの親なんかも、これは予約を取らなくていいし、このときに行けばいいのだから便利だねというように、多分高齢者の方はそう思っている方が多いのかなと思うのですが、これは6か月になってくると、今度、自発的に予約を入れたいというような方が出てくるのかなと思うのですが、それと加えてモデルナが承認をされたことによって、交差接種というのが推奨されるといいます。交差接種することによって体内の抗体の数が3倍ぐらい増えるような報道もされているわけですけども、なかなかそれが信じられることなのかどうかというのも、まだ私の中でも疑問があるのですけれども。

ただ、モデルナ製は、第1回、第2回の半分の量の接種になるということで、ワクチン自体は量的には半分の量で同じ人数が賄えるような計算になると思うのですが、モデルナ製ですとちょっと副反応がやはりファイザー製よりも強いようなイメージがあったりとか、あるいは若年層、10代、20代の男性については心筋

への影響が出やすいというような報告もありまして、悩むところかなと思っているのですが、町としてはその辺についてどのような計画になっているのか、確認のため報告をお願いします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お世話になります。3回目の接種につきましては、報道等も二転三転しまして、住民の皆様にも大変ご心配をおかけしているところかと思っています。

去る17日に直近の事務連絡がありましたが、8か月以上経過を待たずにワクチンが実施できる場合というような事務連絡が来ております。それにつきましては、6か月で認めるのが医療従事者及び高齢者施設の入所者と従事者、それと通所サービスを利用している高齢者の方と、その従事者、あとは病院等に入院している方というのは6か月で認める。それと、それ以外の高齢者については、状況によって7か月の短縮を認めるということで、そこまででございます。それ以降にもまだちょっと二転三転するところがございます。

それと、モデルナのワクチンが同日、17日に特例承認というのをされましたので、使えるのですが、まだそのワクチンがいつ来るというのが確約がありません。ですので、町が使えるワクチンの量というのがまだ確定が見込めません。ですので、これまでどおり、取りあえず接種の順番で8か月、2月の頭になりますが、そこから計画はしております。実際に前倒しといたしましても、前回の1回目、2回日も施設のほうが板倉町はそれほど早くできたのではないので、施設が前倒しというのはあまり考えられません。それと、実際には接種に携わる医療機関の方がまず始めていただかないと、住民にまでは到達できないと思っていますので、現時点では早急な前倒しを検討はできないでいます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。自治体によっては、接種するワクチンの種別の希望を取るように動きもあるわけですが、今、課長の答弁ですと、まだ入庫の予定が立っていないということで、その辺もまた難しいかと思うのですが、ただやはり希望があるのだと思うのですよね、ファイザー製かモデルナ製かということで。その辺の対応というのもやはり準備をしておいていただく必要があるのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ありがとうございます。ワクチンの種類につきましても厚労省の発表では、交差で打つほうが良いような報道になっておりますが、やはり不安な方もいらっしゃると思います。国のほうも希望で打てるのだというようなことをPRしています。ただし、同じ接種会場でワクチンを混同するというのは事故のもとになりますので、できれば個人的には集団と個別で分けるとか、あるいは日程を分けるとかしてやりたいと思っています。その際、お通知の中に入れる予定なのですが、今回、何日のワクチンは何です。変更したい方は、こっちに電話していただきたいというような通知を入れる予定でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 国のほうも二転三転、オミクロン株の動き方もまだよく分からないということで、なかなか現場としては難しいというのですか、いろいろ煩雑になるところもあるかと思うのですが、何かあってからでは遅いので、予想しない副反応が出てしまったりすると報道にも載る可能性もありますので、

ぜひその辺は今若干余裕がある時点で準備を進めていただいて、実施の際は間違いのないように取り組んでいただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○今村好市議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

亀井議員、反対。

○2番 亀井伝吉議員 2番、亀井です。賛成意見。

○今村好市議長 反対の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 では、賛成討論。

○2番 亀井伝吉議員 この子育ての給付金なのですが、当初の提案が教育のための子育て世帯の交付金という、そういう目的で提案されたと思います。それなので、所得制限なし、これもすばらしいと思います。それで、当初の提案がそういうことですので、大賛成ですので、よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 幾日もたたない中、お忙しい中をこうしてご議論をいただいて、いろいろご提案もいただいたりしたのですが、一応原案どおりでご可決をいただいて大変ありがたく思っております。

いずれにしても、一つは、全てそうなのですが、近隣の自治体とできれば同一歩調でいきたいというのは、私ばかりではもちろんありません。差が出ること、時期の差が僅かでも出ても、あそこの町は進んでいる、遅れているから、いろんな総合批判の対象になるというのは、どの首長も真剣に取り組んでいるがゆえに一番恐れることであり、嫌うことでもあるわけでありまして、また喜ばれることであれば、何でもできるだけ

やるということでもあるのですが、それが逆にばらまき財政になって、自分の首を絞める可能性もあるとか、一応私どもも慎重、真剣に対応させていただいているところであります。

ということで、年末に押し迫って非常に活発なご議論をいただき、ほかの町よりもさらに一回こうして、うちの町だけかもしれません。こうして臨時議会を開いて、予算を僅か一つでも、やはりそれは民主的な議会であり、民主的な町政運営の一方法だと思っております、そういう意味では非常にありがたく思っております。

そういうことで、あと僅かの年末でありますので、それぞれに頑張ってくださいますようにお祈りし、新しい、すばらしい新年が来ますようにということで祈念して、お礼のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和3年第4回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前10時13分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年2月4日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 市 川 初 江

②署名議員 小 野 田 富 康